

平成 20 年 12 月 12 日

総務大臣 鳩山 邦夫 様

全国市長会 会長 佐竹 敬久

定額給付金事業の概要（たたき台）に関する 全国市長会アンケート結果について（要望）

11 月 28 日に総務省から「定額給付金事業の概要（「たたき台」）」（以下「たたき台」という。）が示されました。

そこで、全国市長会としては、「たたき台」を踏まえ定額給付金事業のあり方に関する意見や提案等について、財政委員会を中心としてアンケート調査を実施しました。

その結果を下記のとおりとりまとめましたので、定額給付金事業の制度設計に反映していただくよう要望いたします。

記

1 定額給付金制度について

定額給付金制度に対する意見が寄せられている。

◎ 「たたき台」に対する評価として、

◆ 「全国市長会等で指摘してきたことが反映されている」ことに対して評価する意見がある。

◆ 例えば、「「所得制限なし」など市町村に配慮がなされたもの」、「口座振込みなど負担の少ない方法が検討されていること」などをその理由としている。

◎ この制度に対する評価として、

◆ 「疲弊する地方にとっては一定の経済効果がある」、「消費を喚起する役割は大きく、地方の中小都市では生活支援・経済対策として十分機能する」などの意見が寄せられた。

◆ このほかにも、「国が本気で取り組む事業に地方もできるだけ協力すべき」とする

意見も寄せられている。

- ◎ この制度に対して、
 - ◆ 「所得制限を地方に一任したことは評価しがたい」、
 - ◆ 「政策効果が疑わしい」、「もっと政策的に使った方がよい。例えば、少子化対策とか高齢化支援、中小企業対策など、今、課題となっている方に使うべき」などとする意見も寄せられている。

2 仕組みについて

仕組みの面での意見も多く寄せられており、「たたき台」の項目に沿って主なものを示すと以下の通りである。

(1) 事業の実施主体と経費の負担

① 事業の実施主体

- ◎ この制度が国の緊急経済対策の一環として提案されたことから、
 - ◆ 「制度に関する情報発信を国が行うべき」、
 - ◆ 「給付の目的を国民に分かりやすくPRし、給付金の有効活用の啓発」など、国の責任において事業の説明を行うことが必要であるとしている。
- ◎ また、この事業実施に際しての基礎となる住民基本台帳への正しい登録について「国がマスコミ等を通じて広く国民に呼びかけること」とする意見が寄せられている。

② 経費

- ◎ この事業実施に要する経費は国が10/10補助を行うとしているが、これに対して、
 - ◆ 「市町村に財政的な負担が生じないように、事前の準備を含め、全ての事務経費についても国が負担するとともに、支給金については概算により前もって市町村に交付すること」とする意見が多く都市自治体の共通意見である。
- ◎ 個別具体の意見としては、例えば、
 - ◆ 人件費の本給は対象外としていることに対して「専任職員で対応する団体、プロジェクトチームを作り時間外勤務で対応する団体など対応が異なることが予想され

るため、国において標準的作業量を算定し、交付金として交付」や、

- ◆ 「当該事業のための臨時的雇用に関しては本給及び時間外手当、通勤手当なども補助対象とすべき」などがある。

(2) 給付対象者及び受給権者

① 受給対象者

○ 受給対象者については、

- ◆ 「定額給付金が経済的、生活支援対策を目的としている以上、支給対象者は幅広くすべき」であり、
- ◆ 「ホームレス等住所把握・本人確認が困難な者への給付について、国と市区町村の実務レベルで十分意見交換し、早急に対応すべき」であるとの包括的な意見に集約されるように、ホームレス、DV 被害者、外国人などへの対応についての意見がある。

◎ 個別事項としては、以上の他に、

- ◆ 「意思表示がはっきりできない方、長期不在者への対応」や
- ◆ 「住民票を置いたまま県外の大学に行っている者」「外国人留学生とその家族」などへの対応を検討課題として上げる意見がある。
- ◆ 『外国人登録原票に登録されている者のうち、一定の者』については、「外国人留学生とその家族を対象とすること」、「就労目的又は非就労目的で在留する外国人については、給付対象とする」など幅広くする意見がある一方、「永住外国人に限るべき」などとする意見もある。

◎ また、基準日を設けることから生じる問題として、

- ◆ 「基準日以降の離婚等による世帯分離」、
- ◆ 「基準日以降の世帯の状況が変動（死亡、一部転居、転出及び世帯分離）した場合等、受給権者に変動がある場合などの具体的な事務処理」などについて明確な対応を求める意見がある。

② 所得制限

◎ 給付対象者の所得制限については、「たたき台」で『所得を基準とする差異を設けな

いことを基本とする（基本型）』とし、例外として所得制限を認めているが、

◆ 多くの市から「公平性・平等性の観点や事務の繁雑化が予想されることから、本制度は適用しないとすべきである」、

◆ 選択制にすると「制度的に市民への説明は困難である」

など多くの意見が寄せられている。

（３）給付方法

◎ 「たたき台」では、市町村と受給権者との間の申請書の扱いを郵送としているが、

◆ 「申請世帯への個人情報（口座番号等）が記載されているので、配達記録、簡易書留等にすべき」や、

◆ 「申請や給付に際しては金融機関の窓口を利用する」

などの提案が示されている。

◎ また、給付金は、口座振込みを基本としているが、金融機関への振込みに対して「振込みに要する手数料については、金融機関を所管する国において金融機関の代表組織（全国銀行協会）等と協議し、無料・不要と決定すること」とする意見がある。

◎ 一方で、多様な方法として、

◆ 「可能ならば現金給付以外の手法（市内共通商品券や子育て支援券等の金券、地域通貨）も選択できるような配慮を願いたい」、

◆ 「給付方法として金券による隔地払いや小為替などの方法」

などを求める意見もある。

（４）給付開始日

◎ 「たたき台」では、『年度内の給付開始を目指すものとする』としているが、

◆ 「国による補正予算審議等の手続きに一定の期間を要するため、今年度内給付開始は日程的に困難」とする意見や、

◆ 事業の具体が明らかでないことから「現段階で具体的なスケジュールが決まっていないため年度内支給は難しい」とする意見がある。

◆ また、年度末、年度初めは住民の異動等で各市町村の窓口が繁忙となることから「3月から5月は通常でも業務が多忙な時期であり、余裕を持った終期を明示する

だけにとどめ、年度内開始にこだわらない」

などとする意見もある。

- ◎ とりわけ、人口規模の大きな都市からは、「現場が実現可能な現実的スケジュールは、準備～給付完了まで最低6ヶ月を要する」としている。
- ◎ 一方で、この事業の趣旨を生かすためには、「施策の目的を果たすためにはスピード感を重視すべし」とする意見もある。
- ◎ 給付開始日については、「たたき台」では『市町村において決定する』としているが、
 - ◆ 「給付開始日は国において統一すべき」、
 - ◆ 「全国共通の給付開始日として市町村の窓口が混乱しないようにしてほしい」とする意見もある。

(5) 犯罪防止

- ◎ 既に、一部の都市からは定額給付金に絡んだ不信な電話の報告がなされていることから、定額給付金に関する振り込め詐欺などの犯罪防止に対しては、
 - ◆ 制度設計に当たって、「警察等と連携し振り込め詐欺に繋がりにくい制度設計」の検討を求める意見がある。
 - ◆ 防犯の観点からは、「自治体としても行うべきことは行う予定であり、国も、警察力による犯罪防止、取締りに全力を尽くしてもらいたい」との意見や、さらに「国がマスコミ等を通じて広く国民に呼びかける」必要性を挙げる意見がある。

(6) 制度詳細やスケジュール

- ◎ 今回の調査で最も多く寄せられたのは、詳細の制度設計の詰めやスケジュールを早急に示すことを求める意見であった。
- ◎ 「たたき台」は、事業の概ねのスキームが示されたものであり、総務省としてもこの「たたき台」を基に各自治体から意見を得ながら詳細な制度とするとしている。しかし、与党合意で年度内実施とされていることから、各都市の詳細な制度を求める意見は当然のものと思われる。
- ◎ 包括的な意見としては、
 - ◆ 「たたき台」では様々な課題があることから、市町村からの具体的な意見を調整

し、国が責任を持って全国一律な詳細な制度設計を早急に行ってもらいたい」とするものがある。

◎ 具体的には、

- ◆ 申請書式や申請方法の統一を国に求めるものや、
- ◆ システムの開発費の軽減のために「統一的なプログラムを開発してもらうなど総務省が働きかけを行う」、「市町村の事務負担や経済的負担を軽減するためにも、全国統一したシステムを国の責任において開発・提供」を求める意見がある。

◎ また、スケジュールについては、

- ◆ 「十分な準備期間を確保したスケジュール」が必要であることや、
- ◆ 「法案成立から支給開始までの事務期間を必ず一定確保」することを求める意見がある。

◎ さらに、事業実施に当たって、

- ◆ 「実務において考えられる問題点について、その対応策を具体的に示してもらいたい」、
- ◆ 「詳細を詰めるべき点は多数残っており、逐次 Q&A を示してもらいたい」など国にきめ細かい対応を期待する意見がある。

(7) 都市自治体との意見交換

◎ この事業については、11月28日、「たたき台」を基に、総務省が都道府県・政令指定都市、そして全国市長会が各市と総務省との意見交換会を設けている。

◎ 具体的な仕組みについては、今後、さらに詰める必要があることから、

- ◆ 「実施主体である市町村と十分な意見交換が必要」として、
- ◆ 「「たたき台」を基本に、なお担当者レベルの提案意見を踏える」など、事業の制度設計、実施に向けて、今後とも市町村との意見交換が必要であるなどとする意見が寄せられている。

◎ また、この事業は、市町村が実施主体とされているが、都道府県の役割について、「国の基本的な骨子を受け都道府県は、基本マニュアルの作成や連絡調整の場の開催など積極的に係わるよう、国から都道府県に働きかけ」を求める意見がある。